

Weekly Report

第322号
平成27年7月27日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

健康保険上の被扶養者と税法上の扶養親族

協会けんぽから、健康保険の被扶養者について要件を満たしているかを再確認してもらうため、対象者がいる事業所に送られている被扶養者状況リストは、今月末が提出期限です。

◆税法上と健康保険上における要件の違い

税法上の扶養親族と、健康保険上の被扶養者の要件は、主に以下のような違いがあります（健康保険組合では取扱いが異なる場合があります）。

◎対象者の範囲

* 税法上……納税者と生計を一にしている6親等内の血族および3親等内の姻族で、勤務や療養等の都合上、別居している場合なども対象。

* 健康保険上……被保険者に生計を維持されている3親等内の親族で、直系尊属、配偶者（内縁の妻も対象）、子、孫、弟妹は、同居していない場合も対象（それ以外の三親等内の親族は同居が必要）。

◎年間の収入金額

* 税法上……年間の所得金額が38万円以下（給与収入のみの場合は103万円以下）。

* 健康保険上……年収130万円未満（60歳以

上または障害者は180万円未満）で、かつ被保険者の年収1/2未満（別居の場合は仕送り額未満）。

◎収入の算定期間

* 税法上……1月から12月までの1年間。

* 健康保険上……過去における収入ではなく、被扶養者に該当する時点及び認定された日以降の年間の見込み収入額で判定。

◎遺族年金や失業等給付、出産手当金等の取り扱い

* 税法上……非課税所得。

* 健康保険上……収入に含まれる。

27年分から提出が必要となる「財産債務調書」

これまで、所得税の確定申告書を提出する必要があり、その年分の所得金額が2千万円を超える方は、財産の種類、数量、価額を記載した「財産債務明細書」を提出することになっていましたが、27年度改正において、提出基準や記載事項などが見直され、名称も「財産債務調書」となります。

財産債務調書の提出は、所得金額2千万円超の方が12月末時点で、①財産の合計額が3億円以上、又は②有価証券等（国外転出時課税制度の対象財産）の合計額が1億円以上を有する場合には必要となります（その年の翌年3月15日までに提出）。

なお、27年分から適用されるため、対象となる方は28年3月15日までに提出します。

臨時給付金は、受付期限内に申請を

消費税率引上げに伴い、低所得者の方に1人6千円を支給する「臨時福祉給付金」や、子育て世帯に児童1人3千円を支給する「子育て世帯臨時特例給付金」が今年度も実施されます。

申請受付の開始時期は市区町村で異なりますが、「子育て世帯臨時特例給付金」については、すでに多くの市区町村で受付が開始されています。

給付対象と思われる方には申請書が送られてきますが、受付期限内に申請しないと給付が受けられませんので、ご注意ください。